平成24年度業務実績報告書

平成24年6月

独立行政法人 海上災害防止センター

り

| 1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 | 1 |
|---------------------------------------|--------|
| (1)組織運営の効率化の推進 | - 1 - |
| (2)業務運営の効率化の推進 | |
| 一① 一般管理費 | - 2 - |
| -②-1 給与水準 | - 3 - |
| -②-2 総人件費 | - 5 - |
| 一③ 事業費 | - 7 - |
| 一④ 契約 | - 8 - |
| (3)関係機関等との連携の強化 | |
| 一① 排出油防除協議会等との訓練 | - 10 - |
| 一② 講演会等への派遣 | - 11 - |
| 2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成 | するためにと |
| べき措置 | |
| (1)海上防災措置業務 | |
| 一① 海上防災措置業務の適時・適確な実施 | - 12 - |
| 一② HNS防除体制の充実強化 | |
| ア 契約防災措置実施者に対する訓練 | - 13 - |
| イ HNS防除資機材の整備 | - 15 - |
| ウ HNS防除に関するサービス提供 | - 17 - |
| エ 石油コンビナート地区における防災業務に関する取組みの推進 | - 18 - |
| (2)機材業務 | |
| 一① 資機材の維持管理 | - 20 - |
| 一② 資機材の運用訓練 | - 21 - |
| (3)海上防災訓練業務 | - 22 - |
| (4)調査研究等業務 | |
| 一① 海上防災体制強化に資する調査研究の実施 | - 24 - |
| 一① 海工防災体制強化に負する調査研究の実施 一② 成果の普及・啓発 | - 25 - |
| | |
| (5) 国際協力推進業務 | - 26 - |
| 3.予算、収支計画及び資金計画 | |
| (1) 自立的な運営を図るための自己収入の確保 | - 27 - |
| (2)予算(人件費の見積もりを含む。) | - 27 - |
| (3)収支計画 | - 27 - |
| (4) 資金計画 | - 27 - |
| 4. 短期借入金の限度額 | - 29 - |
| 5. 重要な財産の譲渡又は担保とその計画 | - 29 - |
| 6. 剰余金の使途 | - 30 - |

る

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (1)施設・設備に関する計画

| , , , , , , , , , , , , , , , , , , , | |
|---------------------------------------|--------|
| 一① 訓練施設整備 | - 32 - |
| 一② 船舶整備 | - 33 - |
| (2) 人事に関する計画 | |
| 一① 方針 | - 34 - |
| 一② 人員計画 | - 35 - |
| (3) 保有資産の見直し | - 36 - |
| (4) 内部統制の充実強化 | - 38 - |
| (5) 積立金の使途 | - 40 - |

平成24年度計画の実施状況

- 1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置
- 1. (1)組織運営の効率化の推進

【中期目標】

事業規模、事業実態の変化に応じて組織・定員について見直しを行う。

【中期計画】

事業規模、事業実態の変化に応じて組織・定員について見直しを行う。

【年度計画】

新組織形態への円滑な移行に備えるため、業務需要の増大したHNS事業にかかる定員を増や すこととする。

民営化に向けてHNS防除体制の充実強化を図るため、防災部と防災訓練所にそれぞれ1名を 増員した。

【民間法人への移行について】

センターの民間法人への移行に関して、以下のとおり閣議決定がなされていたところ、関係法 令の改正が行われ正式に民営化が決定された。

- ○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(22.12.7)
 - ・油等防除の確実な実施のために必要な枠組みを維持しつつ、公益法人などの民間主体とする。 (24 年度以降実施)
- ○独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針(24.1.20)
 - ・油等防除の確実な実施のために必要な枠組みを維持しつつ、民間主体に移行する方針とされており、これに向けた法整備を可及的速やかに進める。
- 〇海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 89 号)
 - ・センターを民間法人化する法律が平成 24 年 9 月 12 日に公布され、センターは平成 25 年 10 月 1 日をもって解散し、センターの業務は同法による改正後の法律に基づき、海上保安庁長官により指定された一般財団法人(指定海上防災機関)が引き続き実施する。

- 1. (2)業務運営の効率化の推進
- 1. (2) -① 一般管理費

退職手当引当金、法定福利費及び特殊要因経費を除く。)については、平成 22 年度の一般管理費相当額を基準にして、毎年度 1 %以上の削減を行う。

経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行う。

【中期計画】

一般管理費(人件費、退職手当引当金、法定福利費及び特殊要因経費を除く。)については、平成22年度の一般管理費相当額を基準にして、毎年度1%以上の削減を行う。

経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行う。

【年度計画】

一般管理費(人件費、退職手当引当金、法定福利費及び特殊要因経費を除く。)については、図書購入費の見直し等により、第二期中期目標期間の最終年度(平成22年度)比で2%に相当する額を削減する。

① 目標設定の考え方

一般管理費について、第二期中期目標期間の最終年度(平成22年度)比で2%程度に相当する額を削減目標として設定した。

② 実績値

図書購入費の見直し等による削減により、平成 24 年度の一般管理費を 48,540 千円とし、平成 22 年度の 52,120 千円に対して 3,580 千円 6.9%に相当する額を削減し、平成 24 度計画の目標値を達成した。

- ③ 実績値が目標値に達していない場合には、その理由及び次年度以降の見通し (実績値は目標値に達している。)
- ④ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報なし。

1. (2) -2-1 給与水準

【中期目標】

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定して、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

【中期計画】

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、給与改定に当たっては、引き続き、国家公務員に準拠した給与規程の改正を行い、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

また、国土交通省独立行政法人評価委員会の評価結果を踏まえ、平成 27 年度までにその指数 を 110 以下に引き下げるよう、給与水準を厳しく見直す。

【年度計画】

給与水準については、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直し及び職員の新規採用等により、対国家公務員指数が110以下となるように取り組む。

① 目標設定の考え方

給与水準については、平成27年度までに対国家公務員指数を110以下に引き下げることを中期目標とし、その取組みを推進することを年度目標として設定した。

② 実績値

これまでに役員報酬の減額、俸給表の引下げ、枠外昇給制度の廃止など、給与水準の是正を 行ってきたところであり、平成 24 年度においても国家公務員に準拠した給与改定を行った。

また、民間法人化を控え、国からの出向者に代わる職員の補充として若手職員の採用を段階的に進めており、これら取組みを通じて、給与水準の引下げ及び総人件費の抑制を図っている。

このような取組みの結果、平成 24 年度における対国家公務員指数を 109.1 (23 年度比▲4.7) まで引き下げ、中期計画の目標値を前倒しで達成した。

- ③ 実績値が目標値に達していない場合には、その理由及び次年度以降の見通し (実績値は目標値に達している。)
- ④ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報 国に比べ給与水準が高くなっている主な理由は次のとおり。
 - ○世界的にも稀有な災害対応専門組織であるということ

センターの職務内容は、危険かつ緊急的な海上災害への対応という高度な専門性及び経験 を要するものであり、一般事務に比べ危険性及び困難性が非常に高く、事業の確実な実施の ために、十分に当該知識を有し、かつ経験等の豊かな職員を配置している。

また、センターは「油及びベンゼンなどの有害液体物質の防除」及び「タンカーの火災消火」という2つの災害に対応する世界的にも稀有な組織であり、その困難な業務をわずか32名の職員で行っている。

○単身赴任者率が高くなっているということ

センターは、業務の合理化・効率化の取組みの一環として、支所業務を本部(横浜市)に 移管し3支所を段階的に廃止してきたところである。

また、民間法人化に備え体制の強化を図るため、海上防災に関する有能な人材を全国に求めているところである。

この結果、平成 24 年度末現在、単身赴任者率が国よりも高くなっており、指数が高くなる要因となっている。

[単身赴任手当の受給者の割合:国8%、センター9.6%]

〇民間法人への移行を控え即戦力となる職員を多数採用していること

センターは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」等を受け、その準備として 独立行政法人設立時に約半数を占めていた国からの出向者を段階的に減員し、事業の確実な 実施のため、即戦力となる船舶職員(大型船乗船免状取得者)や海上防災関連業務の経験者 を採用している。特に、平成22年度以降、法人全体の約29%の職員を中途採用により確保 したが、これら職員の採用にあたっては、前職の給与水準が参考となっていることから、国 (一般事務職員)と比較して給与水準が高くなる要因となっている。

1. (2) -2-2 総人件費

【中期目標】

総人件費についても、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成 18 年法律第 47 号)に基づく平成 18 年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を23年度も引き続き着実に実施するとともに、政府における総人件費削減の取組を踏まえながら、経営基盤の強化につながるHNS業務の拡充・強化のための体制整備を行いつつ、厳しく見直すものとする。

【中期計画】

総人件費についても、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18 年法律第47 号)に基づく平成18 年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を23年度も引き続き着実に実施するとともに、政府における総人件費削減の取組を踏まえながら、経営基盤の強化につながるHNS業務の拡充・強化のための体制整備を行いつつ、厳しく見直すものとする。

ただし、HNS業務の拡充・強化に係る人件費については削減対象から除くこととする。

【年度計画】

総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえながら、経営基盤の強化につながるHNS業務の拡充・強化のための体制整備を行いつつ、厳しく見直すものとする。

① 目標設定の考え方

総人件費については、民間法人化に備え経営基盤の強化につながるHNS事業の拡充・強化のための体制を整備しつつ、引き続き総人件費削減に取り組むことを目標として設定した。

② 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し(当該年度の取組み)

既に措置している人件費削減のための施策(役員報酬の減額、職員俸給表の引下げ等)を継続するとともに、平成24年度においても国家公務員に準拠した次の給与改定を行った。

- ○東日本大震災に伴う削減:俸給月額平均▲7.8%
- ○人事院勧告に準拠した削減:俸給月額平均▲0.23%

また、民間法人化を控え国からの出向者に代わる職員の補充として若手職員の採用を段階的に進め、着実な削減に取組んだ。

(次年度以降の見通し)

これまでに役員報酬の減額、俸給表の引下げ、枠外昇給制度の廃止など取組んできたところ、これからも引き続き国家公務員に準拠した給与改定の取組みを継続する。

また、今後も事業の確実な実施のため即戦力となる職員の採用と並行して若手職員の採用も予定しており、これら取組みを通じて人件費の抑制を図る。

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

中期計画に対し、平成18年度からの国家公務員に準拠した削減分として、

○東日本大震災に伴う削減分: ▲7.8%

○平成 18 年度からの人事院勧告に伴う削減分: ▲3.4%

また、中期計画に基づく平成 23 年度までの削減目標分の▲6%以上を含め、平成 24 年度における今までの取組等による累積の削減分については、平成 17 年度比で▲17. 2%以上の削減の取組みを図ることとなる。

平成24年度における削減状況は次のとおり。

平成 17 年度 310,516 千円 (基準年度)

平成 23 年度 252, 687 千円 (▲18.6%)

平成 24 年度 233, 701 千円 (▲24. 7%)

1. (2) -3 事業費

【中期目標】

事業費については、毎年の事業計画策定や評価委員会による業績評価を通じた経営管理により、 5年間を累計した損益計算において、経常収支率が100%以上となるよう節減に努める。

【中期計画】

事業費については、毎年の事業計画の策定や評価委員会による業績評価を通じた経営管理により、5年間を累計した損益計算において、経常収支率が100%以上となるよう節減に努める。

【年度計画】

事業費については、HNS業務等の需要の増大に適確に対応する一方、新組織形態への移行に備えて、老朽化した訓練施設等の修繕を計画的に進め、5年間を累計した損益計算において、経常収支率が100%以上となるよう節減に努める。

① 目標設定の考え方

事業費については、HNS業務等の需要の増大とともに民間法人化に備えた施設等の修繕に伴い見込まれる費用の増加に対し計画的に実施することで、5年間を累計した損益計算において、経常収支率が100%以上となるよう節減に努めることを目標として設定した。(P32「施設・整備に関する計画」参照)

② 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し(当該年度の取組み)

平成 24 年度の経常収益 2,066,269 千円に対し、施設等の修繕を計画的に実施することにより 節減に努め、経常費用 2,031,826 千円に押さえた結果、経常収支率は101.7%となり、平成23 年度に続き、平成24 年度も目標達成に向け取組んだ。

(次年度以降の見通し)

引き続き目標達成に向け、取組みを継続する。

1. (2) -4 契約

【中期目標】

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成 21 年 11 月 17 日閣議決定)に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図る。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを 受ける。

【中期計画】

契約については、センターが策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、一般競争入札の推進や情報公開の充実により、競争性及び透明性を確保する。

また、監事及び会計監査人による監査並びに契約監視委員会において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。

【年度計画】

契約については、センターが策定した「随意契約見直し計画」に基づき、一般競争入札の推進 や情報公開の充実により、競争性及び透明性を確保する。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを 受ける。

① 目標設定の考え方

センター策定の「随意契約見直し計画」に基づき、一般競争入札の推進や情報公開の充実により、契約の競争性及び透明性を確保すること、また、監事及び会計監査人により、入札・契約の適正な実施について監査を受けることを目標として設定した。

② 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し(当該年度の取組み)

7) 随意契約見直し計画への対応

平成21年11月17日閣議決定「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」を踏まえ、 監事及び外部有識者等によって構成する「契約監視委員会」を平成21年12月21日に設置し、 平成20年度に締結した競争性のない随意契約及び一者応札・応募となった契約について、点 検、見直しを行い、新たな「随意契約等見直し計画(平成22年6月)」を策定した。

本計画において、平成 20 年度に 46 件だった随意契約について 24 件まで引き下げることとされているところ、平成 24 年度においては 22 件まで引き下げられ、計画を達成した。

なお、HNS事業の拡大等により、平成20年度には締結していなかった新規契約が39件 発生したことから、随意契約総数は61件となった。

() 入札・契約の適正な実施

センターでは、少額随意契約を除く全ての契約について、総務部経理課及び総務課が詳細かつ厳格に審査を行い、1件ごとに、競争性、透明性の確保等を図るために必要な措置を講じている。また、重要な契約に係る文書については全て、決裁の都度、監事に回付し確認を受け、契約の適正性を確保している。

更に、より一層の透明かつ公平な契約手続の確保を図るため、監事及び外部有識者等によ

って構成する「契約監視委員会」において競争性のない随意契約及び一者応札・応募となった契約について、点検を受けるとともに、総務担当理事を委員長とする契約審査委員会においても必要な契約について事前審査を行った。

[資料1 随意契約等見直し計画(平成22年6月)]

[資料2 契約監視委員会設置規則]

[資料3 平成24年度一般競争契約結果]

[資料4 平成24年度随意契約の状況]

[資料 5 平成 24 年度公募・企画競争・不落の状況]

[資料6 一般競争契約と随意契約の状況]

(次年度以降の見通し)

随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、引き続き、一般競争入札への移行に向けた取組みを継続する。また、情報公開を通じて、契約の競争性及び透明性の向上を図ることとしている。

- 1. (3)関係機関等との連携の強化
- 1. (3) 一① 排出油防除協議会等との訓練

センターの業務を効率的に実施するため、民間船社や関係行政機関と密接な連携を図る。

【中期計画】

民間船会社及び関係行政機関の知見を活用し、業務の効率的な運営を図るため、これら機関等 との連携を密にした業務運営を行う。

【年度計画】

排出油防除協議会、地区石油コンビナート等特別防災区域協議会等が主催する訓練が計画された場合には、これらの地域の訓練に合わせて油回収装置等の運用訓練を実施し、関係機関との連携を強化する。

① 目標設定の考え方

排出油等防除措置を効率的かつ効果的に実施するためには、関係行政機関や排出油等防除協議会等との連携が必要不可欠であることから、各種訓練に積極的に参加することにより、関係機関等との連携強化を図ることを目標として設定した。

② 当該年度における取り組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し(当該年度の取組み)

横須賀、岩国、松山、徳山下松各地区の海上防災訓練に参加(センターの油回収装置等を使用した防除訓練を実施)し、関係機関等と連携強化を図った。

[資料7 平成24年度海上防災訓練の概要]

(次年度以降の見通し)

各種訓練への参加を通して、関係機関等との連携を強化していく。

1. (3) -2 講演会等への派遣

【中期目標】

センターの業務を効率的に実施するため、民間船社や関係行政機関と密接な連携を図る。

【中期計画】

民間船会社及び関係行政機関の知見を活用し、業務の効率的な運営を図るため、これら機関等 との連携を密にした業務運営を行う。

【年度計画】

関係機関等の要請に応じ、講演会等の開催時には、センター職員を講師として派遣する。

① 目標設定の考え方

海上防災に関する知識・情報の共有及び啓発を図るとともに、顔の見える関係作りを促進するため、関係機関等からの要請に応じ、講演会等の開催時には、センター職員を講師として派遣することを目標として設定した。

② 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し(当該年度の取組み)

排出油等防除協議会、海上共同防災協議会等からの依頼により、計 25 回にわたって講演会等 に職員を派遣し、海上防災に関する知識等の普及に努めた。

[資料 8 平成 24 年度講演会等実績一覧表]

(次年度以降の見通し)

引き続き、取組みを継続する。

- 2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
- 2. (1)海上防災措置業務
- 2. (1) -① 海上防災措置業務の適時・適確な実施

海上保安庁長官の指示又は船舶所有者その他の者からの委託による排出油等の防除措置を適時・適確に実施する。

【中期計画】

海上保安庁長官の指示又は船舶所有者その他の者からの委託による排出油等の防除措置を適時・適確に実施する。

また、新組織移行後に備えた体制整備を推進する。

【年度計画】

海上保安庁長官の指示又は船舶所有者その他の者からの委託による排出油等の防除措置を適時・適確に実施する。

また、職員の新規採用にかかる公募を行うなど、新組織移行後に備えた体制整備を推進する。

① 目標設定の考え方

センターの根幹的業務である海上防災措置業務について、海上保安庁長官の指示又は船舶所 有者その他の者からの委託があった場合には、排出油等の防除措置を適時・適確に実施することを目標として設定した。

② 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

(当該年度の取組み)

海上保安庁長官の指示(1号業務)実績なし。

船舶所有者その他の者からの委託(2号業務)3件

①平成24年6月

「コスモ石油(千葉)」排出油防除措置

②平成24年9月

「JX日鉱日石エネルギー (横浜)」排出油防除措置

③平成 24 年 10 月

「日本燐酸 (千葉)」有害物質防除措置

[資料 9 平成 24 年度 2 号業務実施概要]

(次年度以降の見通し)

引き続き、取組みを継続する。

- ③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報
 - 〇職員数の推移

平成24年度防災部1名増員

- 2. (1) -② HNS防除体制の充実強化
 - 2. (1) -②ア 契約防災措置実施者に対する訓練

HNSの防除措置を適確に実施するため、契約防災措置実施者に対する研修等を実施し、HN S防除能力の向上を図ることにより、防除体制を強化する。

また、センターが有するHNS防除に関する資機材・ノウハウ等を有効活用し、我が国の防災体制の一層の向上を図る。

【中期計画】

HNSの防除措置能力を向上させ、防除体制の強化を図るため、毎年度、契約防災措置実施者に対して「有害物質コース」(国際海事機関カリキュラムに準拠)を主体とした研修を実施し、HNS防除措置に係る知識と技能を教授する。

また、センターが保有するHNS防除資機材・人員の動員システムやセンターがこれまで培ってきたHNS防除に関するノウハウを有効活用し、我が国の防災体制の一層の向上を図る。さらに、本中期目標期間中においては、陸上石化企業等からの受託業務の増加に対応するため、資機材の管理体制、訓練の企画運用体制の見直しを図るなどの措置を行い、新組織形態への移行に備える。

【年度計画】

特定油以外のガソリン、灯油等の揮発性の高い油やキシレン、ベンゼン等の有害液体物質(以下「HNS」という。)に関し、契約防災措置実施者の防除措置に係る技能の向上を図るため、契約防災措置実施者の監督職員28名に対して、HNS防除措置に関する研修を行う。

① 目標設定の考え方

油等の流出事故が発生した際、直ちに防除措置活動ができるよう、センターは全国 85 港湾の防災事業者(161 社/平成 24 年度末現在)と排出油等防除措置に関する契約を締結しているが、主にHNS防除措置時の共通認識の確立及び防除能力の向上を図るため、契約防災措置実施者(以下「契防者」という。)の監督職員 28 名に対して研修・訓練を実施することを目標として設定した。

② 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し(当該年度の取組み)

防災訓練所において、契防者27名(19社)に対してHNS等防除措置に関する研修を行った。 (1名は急病のため参加できず。)

また、大規模災害に備えて、契防者 20 名 (15 社) (参加総数 70 名) に国際海機関 (IMO) 等が推奨している事故対応指揮運用システム(Incident Command System) ^(※)に準拠した訓練を実施した。

さらに、HNS防除業務を委託している契防者の所在地に職員を派遣し、防除資機材取扱訓練及び研修を行うとともに、排出油等防除協議会が主催する訓練等に積極的に参加した。

<※> 明確な任務の設定、指揮命令系統の統一、用語の共通化、組織機能の標準化等を行い、互いに異なる複数の組織・機関が持つ人員・資機材を一つの標準的な組織構造に統合し、緊急事態に対して迅速かつ効果的に対応するための仕組み

[資料 10 平成 24 年度訓練参加者一覧] [資料 11 契約防災措置実施者に対する訓練について]

(次年度以降の見通し) 引き続き、取組みを継続する。

2. (1) -2イ HNS防除資機材の整備

【中期目標】

HNSの防除措置を適確に実施するため、契約防災措置実施者に対する研修等を実施し、HN S防除能力の向上を図ることにより、防除体制を強化する。

また、センターが有するHNS防除に関する資機材・ノウハウ等を有効活用し、我が国の防災体制の一層の向上を図る。

【中期計画】

HNSの防除措置能力を向上させ、防除体制の強化を図るため、毎年度、契約防災措置実施者に対して「有害物質コース」(国際海事機関カリキュラムに準拠)を主体とした研修を実施し、HNS防除措置に係る知識と技能を教授する。

また、センターが保有するHNS防除資機材・人員の動員システムやセンターがこれまで培ってきたHNS防除に関するノウハウを有効活用し、我が国の防災体制の一層の向上を図る。さらに、本中期目標期間中においては、陸上石化企業等からの受託業務の増加に対応するため、資機材の管理体制、訓練の企画運用体制の見直しを図るなどの措置を行い、新組織形態への移行に備える。

【年度計画】

我が国の防除措置能力を一層向上させるため、24年度においては、引き続き、HNS事故対応泡 消火剤を拡充整備するほか、東日本大震災を踏まえ整備が急がれるビーチクリーナー、強力吸引 車など港湾清掃用機材及びMDSSの拡充に伴う必要資機材など、防除資機材の充実強化を行う。

① 目標設定の考え方

HNS防除措置に係る資機材整備については、排出油等防除専門委員会において承認された「海上災害対応能力レベルアップ計画」に基づき、引き続き我が国におけるHNS防除体制の一層の向上を図るとともに、東日本大震災等を踏まえた体制の充実強化を目標として設定した。

[資料 12 海上災害対応能力レベルアップ計画]

[資料 13 東日本大震災等を踏まえた対応計画]

② 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

(当該年度の取組み)

海上災害対応能力レベルアップ計画に基づいて着実に実施しており、AGF 泡消火原液への代替を完了するとともに、ビーチクリーナーや強力吸引車などの港湾清掃用機材の整備等、継続したHNS防除体制の向上を図った。

また、東日本大震災等を踏まえた対応として、防災資材基地が津波により流出して使用できなくなるなど、現場対応に苦慮した教訓から、将来発生する巨大災害や大規模事故に備え、多種多様な防災資機材や補給物資を被災現場に一括供給でき、かつ、被災していない全国の基地から資機材を集約・管理するなどを目的として、「川崎基地(川崎市)」、「堺泉北基地(大阪府泉大津市)」及び「北九州基地(北九州市)」の3基地を『災害対応拠点基地』と位置づけ、その対応能力を拡大した。

それぞれの災害対応拠点基地は、京浜工業地帯、阪神工業地帯、北九州工業地帯の中心に位置するとともに、陸、海、空輸送のインフラが整っている東日本又は西日本を代表する地域で

あることから、当該基地において、法定資機材以外の資機材等を一括管理することにより、震 災等による既存基地の機能不能等に対し、一定時間内に速やかに被災地域外の災害対応拠点基 地から被災地域へ資機材の提供できる体制を構築することにより、今までにないオールジャパ ンによる即応体制の整備を図った。

さらに、八戸基地の新設や北海道及び沖縄における防除資機材の充実を図り、日本全体の防 除能力の底上げを図った。

[資料 14 災害対応拠点の設置について]

[資料 15 油/HNS 資機材要員基地配備計画]

(次年度以降の見通し)

海上災害対応能力レベルアップ計画等排出油等防除専門委員会審議結果に基づいて必要な資機材等を次年度以降も整備継続するとともに、災害防災拠点の充実強化を図る。

2. (1) -2ウ HNS防除に関するサービス提供

【中期目標】

HNSの防除措置を適確に実施するため、契約防災措置実施者に対する研修等を実施し、HN S防除能力の向上を図ることにより、防除体制を強化する。

また、センターが有するHNS防除に関する資機材・ノウハウ等を有効活用し、我が国の防災体制の一層の向上を図る。

【中期計画】

HNSの防除措置能力を向上させ、防除体制の強化を図るため、毎年度、契約防災措置実施者に対して「有害物質コース」(国際海事機関カリキュラムに準拠)を主体とした研修を実施し、HNS防除措置に係る知識と技能を教授する。

また、センターが保有するHNS防除資機材・人員の動員システムやセンターがこれまで培ってきたHNS防除に関するノウハウを有効活用し、我が国の防災体制の一層の向上を図る。さらに、本中期目標期間中においては、陸上石化企業等からの受託業務の増加に対応するため、資機材の管理体制、訓練の企画運用体制の見直しを図るなどの措置を行い、新組織形態への移行に備える。

【中期計画】

我が国の防災体制の一層の向上に貢献するため、船舶所有者等に対してセンターが保有するHNS防除資機材・人員の動員システムを活用したサービスの提供を実施する。

① 目標設定の考え方

「油等汚染事件への準備及び対応等のための国家的な緊急時計画(平成 18 年 12 月 8 日閣議決定)」及び平成 18 年 2 月の「海上防災事業に係る検討委員会」による提言等を踏まえ、我が国における HNS事故対応体制の向上に貢献するため、センターが保有する HNS防除資機材・人員の動員システムを活用したサービスを提供することを目標として設定した。

② 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し (当該年度の取組み)

特定海域(東京湾、伊勢湾、瀬戸内海)を中心に、HNS防除資機材及び要員を配備し、事故対応体制を強化するとともに、HNSタンカー所有者との契約に基づき、「HNS資機材要員配備証明書」を発行し、センター保有の資機材及び要員を提供するサービスを行った。(HNS証明書発給数 計 1,894件)

[資料 16 平成 24 年度 HNS証明書発給実績一覧]

(次年度以降の見通し)

上記取組みを引き続き継続するとともに、「海上災害対応能力レベルアップ計画」に基づき、 資機材の整備、要員の訓練など防除措置能力等の更なる充実強化を進め、我が国のHNS等防 除体制の一層の向上を図る。

2. (1) -②エ 石油コンビナート地区における防災業務に関する取組みの推進

【中期目標】

HNSの防除措置を適確に実施するため、契約防災措置実施者に対する研修等を実施し、HN S防除能力の向上を図ることにより、防除体制を強化する。

また、センターが有するHNS防除に関する資機材・ノウハウ等を有効活用し、我が国の防災体制の一層の向上を図る。

【中期計画】

HNSの防除措置能力を向上させ、防除体制の強化を図るため、毎年度、契約防災措置実施者に対して「有害物質コース」(国際海事機関カリキュラムに準拠)を主体とした研修を実施し、HNS防除措置に係る知識と技能を教授する。

また、センターが保有するHNS防除資機材・人員の動員システムやセンターがこれまで培ってきたHNS防除に関するノウハウを有効活用し、我が国の防災体制の一層の向上を図る。さらに、本中期目標期間中においては、陸上石化企業等からの受託業務の増加に対応するため、資機材の管理体制、訓練の企画運用体制の見直しを図るなどの措置を行い、新組織形態への移行に備える。

【年度計画】

「海上防災事業に係る検討委員 会」の提言等を踏まえ、臨海部石 油コンビナート区域における石油化学企業等に対し、HNS等防除のため海上災害セーフティーサービスを提供するなど、防災業務に関する取組みを推進する。

① 目標設定の考え方

陸上の石油化学企業等のHNS汚染事故等に備えてHNS防除資機材・要員を配備し即応体制を確保するとともに、平時には事故に備えた地区の緊急時計画や各社の油・有害液体汚染防止緊急措置手引書のための背景情報の調査・作成を行うほか防災関連情報や教育訓練情報をWeb サイトで提供する海上災害セーフティサービス(MDSS)の契約促進に向けた取組みを実施することを目標として設定した。

② 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

(当該年度の取組み)

平成24年度は、新たに29事業所とMDSS契約を締結し、陸上石油化学企業等を対象としたHNS防除体制を確保している。

[資料 17 海上災害セーフティーサービス (MDSS) について]

[資料 18 MDSS 契約事業所一覧表]

※平成25年4月1日現在のMDSS加入企業数:191事業所

なお、1事業所が既加入の事業所と合併したため、実増加数は28事業所

(次年度以降の見通し)

引き続き、MDSS加入企業を増やし、陸上石油化学企業等を対象としたHNS防除体制の 基盤強化を図る。

- 2. (2)機材業務
- 2. (2) -① 資機材の維持管理

海防法第 39 条の 3、第 39 条の 4 に規定する基準に適合する配備体制を維持するとともに、事故発生時に迅速に運用するための措置を講ずる。

【中期計画】

排出油防除資材(全国33基地)及び油回収装置等(全国10基地)の維持管理に努めるとともに、これら資機材を迅速かつ確実に運用できるよう、各基地において毎年度1回の訓練を行う。

【年度計画】

全国33基地に配備されたオイルフェンス等の排出油防除資材について、毎月保管状態を目視点検し、不具合が発見された場合には修理等を行い緊急時の使用に備える。

また、全国 10 基地に配備された油回収装置等について、毎月各装置の作動確認及び手入れを実施し、不具合が発見された場合には修理等を行い緊急時の出動に備える。

① 目標設定の考え方

排出油事故の発生に備えるため、全国に備え付けている排出油防除資材(全国 33 基地)や油 回収装置(全国 10 基地)の定期点検を実施し、資機材を常に良好な状態で保管管理することを 目標として設定した。

② 実績値

- イ) 津波被害を受けた久慈基地を除いた全国32基地において、排出油防除資材の点検を毎月 実施し、不良品についてはその都度交換した。
- D) 全国 10 基地において、油回収装置等の作動確認等の点検を毎月実施した。

[資料 19 排出油防除資材量及び油回収装置配備場所一覧表]

[資料 20 平成 24 年度各基地資機材点検一覧表]

- ③ 実績値が目標値に達していない場合には、その理由及び次年度以降の見通し (実績値は目標値に達している。)
- ④ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

東日本大震災において津波被害を受けた久慈基地については、久慈国家石油備蓄基地が稼働しておらず、資機材が再配備されていないため、点検を要しなかったもの。

2. (2) -② 資機材の運用訓練

【中期目標】

海防法第39条の3、第39条の4に規定する基準に適合する配備体制を維持するとともに、事故発生時に迅速に運用するための措置を講ずる。(再掲)

【中期計画】

排出油防除資材(全国33基地)及び油回収装置等(全国10基地)の維持管理に努めるとともに、これら機材を迅速かつ確実に運用できるよう、各基地において毎年度1回の訓練を行う。(再掲)

【年度計画】

排出油防除資材を管理している 33 基地において搬出訓練を、油回収装置を管理運用している 10 基地において運用訓練を行う。

① 目標設定の考え方

排出油事故の発生時において、防除作業が円滑に実施できるよう、

- 7) 排出油防除資材の搬出訓練(33基地)
- イ) 油回収装置の運用訓練(10基地)

をそれぞれ毎年度1回実施することを目標として設定した。

② 実績値

- 7) 津波被害を受けた久慈基地を除き、排出油防除資材搬出訓練を32基地において実施した。
- イ) 油回収装置運用訓練を 10 基地において実施した。

[資料 21 平成 24 年度訓練実施状況一覧表]

- ③ 実績値が目標値に達していない場合には、その理由及び次年度以降の見通し (実績値は目標値に達している。)
- ④ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

東日本大震災において津波被害を受けた久慈基地については、久慈国家石油備蓄基地が稼働しておらず、資機材が再配備されていないため、搬出訓練を要しなかったもの。

2. (3)海上防災訓練業務

【中期目標】

「1978 年の船員の訓練、資格証明及び当直維持の基準に関する国際条約」に基づく船員法の法 定訓練に重点を置き、年間の訓練計画を策定し、実施する。

【中期計画】

「1978年の船員の訓練、資格証明及び当直維持の基準に関する国際条約」に基づく船員法の法 定訓練に重点を置き、年間の訓練計画を策定し、実施する。

特に、消防訓練を受ける必要がある危険物積載船の上級船舶職員に対しては、消火実習に主体をおいた訓練計画を策定し、実施する。

【年度計画】

海上防災訓練の実施については、船員法の規定に基づくタンカー乗組員に対する訓練に重点をおいて計画し、期間中に標準コース(5日間)を10回、消防実習コース(2日間)を8回それぞれ開催する。

標準コース5日間のうち2日間は消火実習に主体をおいた計画とし、1日は油火災消火実習、他の1日はガス火災消火実習を実施する。また、消防実習コース(2日間)については油・液化ガス・液体化学薬品消火実習に1日を充てる他、船内捜索、保護具・検知器取扱実習等を実施する。

① 目標設定の考え方

危険物等取扱責任者(一定のタンカーへの配乗が必要)の資格取得に必要となる海上防災訓練の実施については、船員らの受講機会の均等化を図りつつ、1回の訓練を実施するために必要な受講人数を確保するため、これまでの受講者数実績値等を勘案し、標準コース10回、消防実習コース8回をそれぞれ開催することを目標として設定した。

② 実績値

船員法に基づく法定訓練(標準コース等)について受講機会の均等化を図りつつ、業務ニーズに応じた他の常設コースを設定するとともに、各社の要望に応じた専用コースを盛り込んだ年間計画を策定し、当該計画に基づき訓練を実施した。

標準コース 10 回 (受講者 413 名)、消防実習コース 8 回 (受講者 256 名) をそれぞれ実施し、 受講者に対し、油・液化ガス・液体化学薬品火災に対応する消火実習を主体とした訓練を実施 した。

また、大容量放射砲訓練を盛り込んだコンビナートコース火災マネジメントコースや有害物質コース等、標準・消防実習コース以外の常設コースを 7 コース、全 17 回 (302 名) 実施するとともに、各社の要望に応じた専用コースを 12 コース、全 44 回 (1,043 名 (平成 23 年度:40 回 883 名)) 実施した。

各コース訓練終了後には、受講者に対しアンケートを実施し、座学・実習に対する感想、意見・要望等をとりまとめ、常に業務ニーズをチェックするとともに、訓練内容の検討、次年度計画の参考とした。

[資料 22 平成 24 年度標準コース・消防実習コース実施状況]

[資料 23 平成 24 年度標準コース・消防実習コース以外の実施状況]

- ③ 実績値が目標値に達していない場合には、その理由及び次年度以降の見通し (実績値は目標値に達している。)
- ④ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

〇昨年度との比較

全体的に昨年度より充足率は増加しており、特に専用コースについては受講者数が大幅に増加 (18%増) している。東日本大震災による減少分については戻りつつあり、業界及び受講者のニーズに即した計画を策定するとともに、専用コースについても積極的に取り組んでいる。

| | 見込数 | 受講者数 | 充足率 |
|----------|-------|-------|-------------|
| 標準コース | 400 名 | 413 名 | 103% (102%) |
| 消防コース | 240 名 | 256 名 | 107% (91%) |
| その他常設コース | 346 名 | 302 名 | 87% (81%) |

():23年度

〇業務の効率化

研修用教科書については、外部発注による作成から自主作成に切り替え、教科書改訂の効率 化を図り、内容の充実に取り組んでいる。

○受益者負担の妥当性・合理性等

受講料等については、業界関係者、学識経験者等によって構成する「訓練専門委員会」において、負担額やコストとの関連性等を示し、審議の結果、了承されている。

〇職員数の推移

平成 24 年度防災訓練所 1 名增員

- 2. (4)調査研究等業務
- 2. (4) -① 海上防災体制強化に資する調査研究の実施

センターの技術・能力を活用し、効果的な海上防災措置を行うための資機材の開発など海上防災体制の強化に資する調査研究を実施する。

【中期計画】

過去の事故対応の経験等を活用し、海上防災措置に必要な資機材を開発するとともに、海上防 災措置の改善に役立つ技術について調査研究を行う。

【年度計画】

受託事業として、「富山新港火力発電所 LNG 基地の海上防災対策に関する調査研究」を実施する。

① 目標設定の考え方

海上防災体制の強化に資するため、受託業務を実施することを目標して設定した。

② 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し(当該年度における取組み)

受託事業として、北陸電力株式会社による「富山新港火力発電所LNG基地の海上防災対策に関する調査研究」、東部ガス株式会社による「秋田LNG基地の海上防災対策に関する調査研究」を実施した。

(次年度以降の見通し)

受託事業として、「天然ガス燃料船の海上防災に関する調査研究」、「相馬LNG基地の海上防災対策に関する調査研究」を実施する。

2. (4) -② 成果の普及・啓発

【中期目標】

調査研究の成果(受託研究を除く。)を広く一般へ普及・啓発する。

【中期計画】

調査研究の成果(受託研究を除く。)をホームページ上で公開し、成果の普及・啓発を図る。

【年度計画】

これまでの調査研究の成果(受託研究を除く。)をホームページ上で継続公開し、引き続き、成果の普及・啓発を図る。

① 目標設定の考え方

調査研究の成果の普及·啓発を図るため、日本財団助成事業に係る調査研究の成果をホームページ上に公開し、成果の普及・啓発を図ることを目標として設定した。

② 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し(当該年度における取組み)

平成 24 年度までに実施した日本財団助成事業に係る調査研究の成果概要をセンターのホームページ上で公開するとともに、日本財団ホームページで公開しているセンターの調査研究成果一覧へリンクを張り、成果の普及・啓発を図った。

(次年度以降の見通し)

引き続き、日本財団助成事業に係る調査研究の成果をホームページ上に公開し、成果の普及・啓発を図る。

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

日本財団ホームページ上での当センター成果物等へのアクセスは、2013 年 5 月 25 日現在で 122,700 件を数えており、ランキングでは 6,149 団体中 55 位、相対的指標としての注目度では 5 段階で 5 の評価となっている。

2. (5) 国際協力推進業務

【中期目標】

センターの技術・能力を活用し、開発途上国等からの要請を受け、海上防災のための措置に関する指導及び助言を行うとともに、国際的に通用する教育訓練を実施することにより、我が国の高度な海上防災に関する知識・技能の移転を図る。

【中期計画】

過去の事故対応の経験等を活用し、開発途上国等からの要請を受け、海上防災のための措置に 関する指導及び助言を行うとともに、国際海事機関のカリキュラムに準拠した訓練を海外からの 研修員に対して実施し、海上防災に関する知識・技能を移転する。

【年度計画】

東南アジア諸国関係官庁の防災担当者及びその他開発途上国関係機関の防災従事者等向けに、 国際海事機関のカリキュラムに準拠した訓練内容等で構成する外国人研修を実施し、海上防災に 関する知識・技能を移転する。

① 目標設定の考え方

開発途上国等に対し、海上防災に関する知識・技能の移転を図るため、東南アジア諸国関係 官庁の防災担当者及びその他開発途上国関係機関の防災従事者等向けに、国際海事機関のカリ キュラムに準拠した訓練内容等で構成する外国人研修を実施することを目標として設定した。

② 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し(当該年度の取組み)

JICAからの委託による「海上保安実務者のための救難・環境防災コース」と財団法人海 上保安協会からの委託による「アジア海上保安初級幹部研修」の外国人研修を行い、諸外国に 対する海上防災措置に関する知識・技術の移転に努めた。

[資料 24 その他 (JICA) 外国人研修実施状況]

(次年度以降の見通し)

引き続き、取組みを継続する。

- 3. 予算、収支計画及び資金計画
- 3. (1) 自立的な運営を図るための自己収入の確保

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、適正に計画し、健全な財務体質の維持を図る。

また、センターが有する技術・能力を活用した業務の実施、社会ニーズを踏まえた業務の展開等により、自己収入の確保を図るとともに、新組織形態への移行が円滑に実施できるよう、安定的かつ持続的な経営基盤の充実、強化に努める。

【中期計画】

これまで培った技術・能力を活用し、本計画に基づく業務や社会ニーズを踏まえた業務を展開し、自己収入の確保を図る。

- (2) 予算(人件費の見積を含む。)
- (3) 収支計画
- (4) 資金計画

【年度計画】

基金等を地方債等で運用し利息収入を得る他、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構からの委託事業及びLNG基地海上防災対策に関する調査研究等の受託業務収入、タンカーに対する消防船の警戒料、船舶所有者等に対する資機材備付証明書等発行料、並びに船員等の訓練参加者からの受講料等により自己収入を確保する。

- (2) 予算(人件費の見積を含む。)
- (3) 収支計画
- (4)資金計画
- ① 目標設定の考え方

今後、財政基盤の一層の強化が必要となることから、出資金等の運用利息収入、受託事業収入、警戒料・証明書発行料収入、受講料収入等により、自己収入を確保することを目標として設定した。

② 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し(当該年度の取組み)

出資金及び出えん金を地方債等で運用し利息収入を得るほか、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構からの受託業務収入、HNS業務収入、石油石化企業等からのMDSS業務収入、消防船による警戒料収入、排出油防除資材備付証明書等の発行料収入、訓練受講料収入、調査研究に係る受託業務収入等により自己収入を確保した。

(次年度以降の見通し)

これまでに培った技術、能力を活用し、社会ニーズを踏まえた業務等を展開し、引き続き自己収入の確保を図る。

- ③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報 別添資料のとおり。
 - [資料 25 法人単位の概要 財務状況の概要]
 - [資料 26 総利益(損失)の経年比較]
 - [資料 27 財務状況の概要 (法人単位、各勘定別)]
 - [資料 28 当期損益の状況]
 - [資料 29 主要な財務データの経年比較]
 - [資料 30 予算等の実施状況]
 - [資料 31 収支計画の実施状況]
 - [資料32 資金計画の実施状況]

| 1 | 短期借入 | 1 全の | 限审姻 |
|---|------------|-------|----------|
| 4 | 70 8H ID / | へっていり | 기다 가수 수다 |

(財務内容の改善に関する事項)

【中期計画】

排出油等防除措置に必要な額として、1,100百万円を短期借入金とする。

【年度計画】

排出油防除措置に必要な額として、1,100百万円を短期借入金とする。

― 該当なし ―

5. 重要な財産の譲渡又は担保とその計画

【中期目標】

(財務内容の改善に関する事項)

【中期計画】

なし。

【年度計画】

なし。

― 該当なし ―

6. 剰余金の使途

【中期目標】

(財務内容の改善に関する事項)

【中期計画】

剰余金は予定していない。

【年度計画】

剰余金は予定していない。

― 該当なし ―

1 現状

平成24事業年度決算における当期総利益は0.3億円であり、全てを利益剰余金として整理したため、その合計は30.2億円となっている。なお、このうち約21.6億円は認可法人時代に企業努力等により積立てたものである。

| 勘定名 | H24 総利益 | 利益剰余金 |
|--------|---------|--------|
| 防災措置業務 | ▲0.4億円 | 5.2億円 |
| その他業務 | 0.7億円 | 25.0億円 |
| 合 計 | 0.3億円 | 30.2億円 |

24 年度総利益及び利益剰余金の内訳

2 発生要因

(1) 業務運営に伴うもの

① 防災措置業務勘定

東日本大震災等を踏まえた対応計画の実施に伴う災害対応拠点の整備等により、平成24年度に約0.4億円の当期総損失が発生し、利益剰余金が減となった。なお、本件剰余金は、「海上災害対応能力レベルアップ計画」を実現化し、我が国の排出油等防除体制の一層の向上を図るための財源となるものである。

このほか、平成9年1月に発生したナホトカ号油流出事故の防除措置費用等約7.6億円の貸倒損失を平成14年度に計上し、約4.5億円のマイナスとなったが、平成15年10月の独立行政法人への移行の際にナホトカ号事故に係る政府からセンターへの貸付資金にかかる債権(約6.3億円)の免除等により、独立行政法人設立時に約2.3億円の利益剰余金を計上したことも一因となっている。

② その他業務勘定

自己収入(受託、手数料収入等)による過去からの利益の積上げにより発生したものであり、各年度の損益に多少の凹凸があるが、漸増又は略横這いで推移している。

注) 百万円以下を四捨五入しているため合計は一致しない場合がある。

(2) 基金の利息等によるもの

基金(総額 26.1 億円)による運用益のほか、助成金、補助金等による間接経費・事業費に 係るコスト削減効果が、利益剰余金の発生に寄与していると思われる。

(3) 資産の売却等によるもの

平成4年3月、防災訓練所の移転改築の際に固定資産売却益約6.2億円が発生したほか、認可法人から独立行政法人に移行する際、特別積立金(自己資金分2.1億円)を利益剰余金として繰入れたことも一因となっている。

3 繰越積立金としない理由

利益剰余金は、次の理由により何時、如何なる事態にも柔軟に対応できるよう、使途が限定される繰越積立金ではなく、積立金として整理している。

- ① センターは、国から運営費交付金を受けることなく自立的な業務運営を行っているため、 各業務の運転資金や、欠損が生じた場合の補填に充てる必要があること。
- ② 排出油防除措置に要した費用を原因者から回収できなかった場合の損失補填や、船舶、訓練施設又は大型油回収装置等の緊急修理等(予測不可能な事態)に常に備える必要があること。

- 7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項
- 7. (1) -① 訓練施設整備

施設・設備に関する整備計画を策定し、確実に実行することにより、業務に必要な機能を維持する。

【中期計画】

消防演習場等の訓練施設及び船舶について、計画的に修繕を行い業務遂行に必要な機能を維持する。

【年度計画】

- ① 横須賀訓練所研修棟の外壁補修工事を行うほか、第二海堡発電機の代替整備等を行う。
- ① 目標設定の考え方

受講者のニーズに応じた訓練業務を確実に行うため、訓練施設及び設備の整備を計画的に実施し、機能の維持を図ることを目標として設定した。

- ② 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し(当該年度の取組み)
 - 7) 研修棟については、本館外壁防水工事を実施した。
 - イ) 油防除訓練施設については、廃水処理設備(オイルトラップ)の清掃を実施した。
 - か) 消防演習場については、発電設備の整備等を実施した。

(次年度以降の見通し)

- 7) 研修棟については、本館浴室工事等を実施する。
- イ) 油防除訓練施設については、廃水処理設備(オイルトラップ)の清掃を実施する。
- が 消防演習場については、淡水化プラントの定期メンテナンス等を実施する。
- [資料 33 整備等修繕計画(第三期中期計画期間)]
- ③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報なし。

7. (1) -② 船舶整備

【中期目標】

施設・設備に関する整備計画を策定し、確実に実行することにより、業務に必要な機能を維持する。(再掲)

【中期計画】

消防演習場等の訓練施設及び船舶について、計画的に修繕を行い業務遂行に必要な機能を維持する。(再掲)

【年度計画】

② 訓練船については、1隻の上架修理を行う。

① 目標設定の考え方

防災訓練所での訓練業務が確実に遂行できるよう、訓練船1隻の整備を計画的に実施し、機能の維持を図ることを目標として設定した。

② 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し(当該年度における取組み)

訓練船「ひので」の法定検査を実施した。また、消防船「おおたき」の法定検査のほか、消防船「きよたき」の上架修理を実施した。

(次年度以降の見通し)

訓練船1隻の上架修理のほか、消防船「おおたき」の上架修理を実施する。

- 7. (2) 人事に関する計画
- 7. (2) -① 方針

センターの業務を確実かつ効率的に遂行するため、職員の知識・技能の向上を図り、適性に 応じた部門に配置する。

【中期計画】

センターの業務を確実かつ効率的に遂行するとともに、新組織形態への移行を円滑に実施するため、職員の適正配置及び知識・技能の向上を図る。

【年度計画】

センターの業務を確実かつ効率的に遂行するため、職員に対して研修・訓練を実施するとと もに、職員の配置に関して、油等流出事故及び船舶火災等に対応する防災業務、船員等に対す る訓練業務、消防船及び油回収装置等の維持管理業務、海上防災に関する調査研究業務、その 他の業務を行うに当たり効率的な業務実施が可能となるよう適正な人事配置とする。

① 目標設定の考え方

油等流出事故及び船舶火災等に対応する防災業務、船員等に対する訓練業務、消防船及び油 回収装置等の維持管理業務、海上防災に関する調査研究業務、その他の業務を行うに当たり適 正な人事配置とすることを目標として設定した。

- ② 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し(当該年度における取組み)
 - (1) 研修・訓練

4月、新任職員を対象とした研修・訓練を実施した。

口) 人事配置

職員の能力・適性及び業務内容等を勘案のうえ、適正に配置した。

ハ) 出向者

行政機関及び民間の知見をセンター業務に活用するため、海上保安庁(1名)及び民間船社(4名)から出向者の派遣を受けた。

[資料34 海上災害防止センター人員配置図]

(次年度以降の見通し)

民間法人化に備え、国からの出向者に代わる職員の補充を進めるとともに、引き続き船社から出向職員の派遣を受け、業務を確実かつ効率的に行っていく。

7. (2) -② 人員計画

【中期目標】

センターの業務を確実かつ効率的に遂行するため、職員の知識・技能の向上を図り、適性に 応じた部門に配置する。

【中期計画】

センターの業務を確実かつ効率的に遂行するため、職員に対して研修・訓練を実施し、知識・ 技能の向上を図るとともに、適性に応じた部門に配置する。

【年度計画】

24年度にあっては、HNS業務に適確に対応するため、2名の増員を行う。

① 目標設定の考え方

HNS業務に適確に対応するため、2名の増員を行うことを目標として設定した。

② 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し(当該年度の取組み)

HNS業務に適格に対応するため、防災部と防災訓練所にそれぞれ1名を増員した。 年度末の常勤職員は32人であった。

(次年度以降の見通し)

民間法人化を控え、引き続きHNS業務に適確に対応するため、計画的に増員する予定である。

7. (3) 保有資産の見直し

【中期目標】

保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。

【中期計画】

保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする

【年度計画】

保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする

1. 実物資産

センターは、固定資産として訓練施設、消防船、排出油等防除資機材等を保有しているが、 これらは業務を実施するうえで必要不可欠なものであり、全てを有効活用している。

なお、財務諸表においても、固定資産が使用されている業務の実績が、中期計画の想定に照らし、著しく低下したものはなく、減損又はその兆候は認められていない。

2. 金融資産

センターは、金融資産として、次の基金等を有しているが、いずれもそれぞれの保有目的に 従い適正に管理・運用している。

(1) 防災基金 11.4 億円

防災業務(1,2 号業務)を円滑かつ的確に実施するため、国及び民間からの出資等により設けられた基金であり、実施した防除措置に要した費用について、支払いの回転資金に充てられるほか、原因者から費用を回収できなかった場合に、センターに生じる損失を補填するためのものであり必要不可欠なものである。

(2) 訓練基金、調査研究基金及び運営基金 14.7 億円

日本財団、海運関係団体等からの出えん金で設けられたセンターの基本財産及び財政基盤を確立するための基金であり、その利息収入をもって事業費の一部及び役職員の人件費等の間接 経費の一部を賄っており、国から運営費交付金を一切受けていないセンターにとっては、必要 不可欠な資産である。

(3) 設備投資等資金 22.0 億円

センターでは、将来予定されている訓練施設の大規模改修工事、消防船の代替建造等に備え、 所要資金を積み立てるほか、日々の支払のための運転資金や緊急の支払いのため必要な資金を 保有している。 なお、上記資金は、有価証券や大口定期預金により、有利な資金運用を図ることとしている。また、「独立行政法人海上災害防止センター資金管理運用規則」(平成21年12月25日)に基づき、資金の適正な管理及び安全かつ効率的な運用を行うこととしている。

[資料 35 独立行政法人海上災害防止センター資金管理運用規則]

3. 職員宿舎

(1) 宿舎戸数の見直し

平成24年度末現在、センターでは4戸の宿舎の借上げを行っているが、当該宿舎への入居者は、事故発生時には事故対応職員として緊急に参集する必要がある職員であり、本部近くに居住地を確保する必要がある。

また、他の事故対応職員については、自宅等を所有しており、全員分の宿舎の借上げを行っているものではなく、真に必要な戸数のみに限って行っている。なお、今後、新たな宿舎の借上げは行わないこととし、借上げ宿舎の削減に取り組む。

(2) 宿舎使用料の見直し

センターでは、民間の賃貸物件を宿舎として借上げており、現に発生する賃貸料を基礎額と して、当該職員に定率負担させる方式を採用していることから、国家公務員宿舎の基準よりも 市場価格を反映した負担額となっている。

7. (4) 内部統制の充実強化

【中期目標】

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が平成22年3月に公表した報告書(「独立行政法人における内部統制と評価について」)及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

【中期計画】

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が平成 22 年3月に公表した報告書(「独立行政法人における内部統制と評価について」)及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

【年度計画】

内部統制については、東日本大震災を踏まえ事業継続計画の見直しを行う。

また、民間法人への適切な移行を図るため、監事による監査結果報告などを踏まえ、組織リスクの再評価を行う。

さらに、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知があった場合には、当該事項を参考として、所要の取組を進める。

1 当該年度の取組み

内部統制の向上及び業務運営の改善を目的として、平成24年度においては、主として、以下の措置を講じた。

① 東日本大震災を踏まえた業務継続計画の策定

地震災害等有事の際にセンターに要求される海上防災業務等の機能が中断することなく、 迅速・適切な対応ができるように、理事長のイニシアティブのもと、検討を進めていた事業 継続計画(BCP)について、東日本大震災を受け、津波被害想定(神奈川津波想定検討部 会発表「津波浸水予測図(平成24年3月)」)を踏まえた内容の見直しを行い、平成24年6 月に策定した。

② 監事監査にあわせてのリスク評価(機材部)の実施

機材部の業務運営について、チェックシートを作成し、基地管理会社からの資機材管理状況の報告など「想定されるリスク等(小項目で49項目)」に関して、現在の体制、規定等の整備状況、発生の可能性、影響の重大性等を考慮しながらリスク評価を実施した。

③ 情報セキュリティー対策の決定

これまで各部がそれぞれ管理していた情報システムの整備について、統一された管理の下、 センター全体で実施するため改めてシステムの現状把握、セキュリティー調査等を行い、平 成25年3月に情報セキュリティー対策をとりまとめ決定した。

④ 事業継続計画に基づく対応

平成24年6月に策定した事業継続計画に基づき、事業継続のための執務環境を確保する次の体制を整備した。

- ・本部事務所の備蓄食糧を確保(50名×3食×3日分)
- 本部事務所の水を確保(50名×2L×3日分)
- ・非常用トイレの確保(100回分)
- ・通信回線の確保 (イリジウム衛星携帯電話3台)
- ・蓄積データのバックアップ体制の確保(横須賀研修所にバックアップサーバを整備)

2 次年度以降の取組み

- 〇事業継続計画 (BCP) に定められている災害時における継続すべき優先業務について、必要な体制整備を実施するともとに、当該体制の整備が実行可能なものか検証する。
- 〇これまで実施したリスク評価を踏まえ、新たに抽出された課題に対して、更なる検討を進め、 実行可能なものから順次実施していく。
- 〇決定した情報セキュリティー対策について、実行可能なものから順次実施していくとともに、 システム管理体制の構築に努める。

7. (5) 積立金の使途

【中期計画】

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和 45 年法律第 136 号)第 42 条の 30 第 1 項 に規定する積立金の使途

【年度計画】

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和 45 年法律第 136 号)第 42 条の 30 第 1 項 に規定する積立金の使途

第二期中期目標期間終了時における利益剰余金(約545,560千円)については、次の理由により、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第42条の30第1項に基づく「繰越積立金」(第三期中期目標期間の業務の財源)ではなく、同法第42条の30第2項及び第5項に基づく「積立金」として整理することで、国土交通大臣の承認を受けている。

【積立金として整理した理由】

※31 頁「3 繰越積立金としない理由」に記載。